

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和3年11月16日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 石川 正志

記

1. 監査対象 新庄・最上さくらが丘斎苑（指定管理者 株式会社 セロン東北）
令和2年度の施設管理に関する事務の執行について
2. 監査期間 令和3年8月19日から令和3年9月3日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
委託料等の支払いについて、支払額の取扱いに係る書類が未整備である。	指定管理者において契約している委託先との間における支払内容中、手数料に関する取扱いについて文書化のうえ、保存整備するよう指導しました。